

同時発表：観光庁

バリアフリー化で誰にとっても優しい旅館・ホテルに ～「宿泊施設バリアフリー化促進事業」の 2 期募集を開始～ 〔2019 年第 2 期公募（令和元年度予算事業）〕

観光庁は、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部の整備を支援する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設バリアフリー化促進事業）」の 2 期募集を 6 月 4 日（火）から開始します。2019 年 1 期募集では、客室の大規模改修等のみを補助対象事業としていましたが、2 期募集では客室の必要最低限の改修や共用部の改修も対象とし、宿泊施設のバリアフリー化をより幅広く支援していきます。

観光庁では、全国各地の観光地において、全ての訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する客室や共用部のバリアフリー化改修等の取組を支援します。

1. 公募期間 令和元年 6 月 4 日（火）～8 月 2 日（金）

2. 補助対象事業及び補助率等

補助区分 【支援事業例】	① 客室の必要最低限の改修等 (一般客室のレベルアップ)  手すりの設置 段差の解消	② 共用部の改修等  スロープの設置 エレベーターの設置	③ 客室の大規模改修等 (車椅子利用者用客室等の整備)  車椅子利用者用客室の整備
2019 年 第2期募集 令和元年度予算	定額補助（必要経費の実額補助） 上限額100万円	1 / 2 補助 上限額500万円 ※②、③のどちらかのみ、或いは両方を実施のいずれの場合も可	

3. 補助対象事業者の要件

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※その他詳細（公募要領、申請書等）は、観光庁 HP をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000409.html

【問い合わせ先】

観光庁 観光産業課 担当：松浦、高橋、浜砂
電話：03-5253-8111（内線 27-305、27-323、27-327）
03-5253-8330（直通）
F A X: 03-5253-1585